

①インバウンド受入環境整備支援事業費補助金  
 ②アクセシブルツーリズム推進支援事業費補助金

1. 概要

県内の観光事業者等の①インバウンド受入環境整備に向けた取組み及び②アクセシブルツーリズム(ユニバーサルツーリズム)の推進に向けた取組みを積極的に行うために必要な経費に対し、補助金を支給します。

2. 補助対象者

- ①山形県内の観光事業者等(宿泊事業者、飲食事業者、観光立寄施設(市町村管理除く)、観光協会等(DMO・DMC含む))
- ②山形県内の観光事業者等(宿泊事業者、観光立寄施設(市町村管理除く)、観光協会等(DMO・DMC含む))

3. 事業内容

① インバウンド受入環境整備支援事業費補助金

区分	対象事業	補助率	補助上限額 (1事業者あたり)
インバウンド受入環境整備の推進に向けた取組に要する経費	案内表示や自社WEBサイト等の多言語化、自動翻訳機等の導入、外国人材を受け入れるための宿舍整備、ワーケーションに対応した環境整備、キャッシュレス対応に要する経費 等	1/2	100万円

② アクセシブルツーリズム推進支援事業費補助金

区分	対象事業	補助率	補助上限額 (1事業者あたり)
アクセシブルツーリズム(ユニバーサルツーリズム)の推進	貸出用車椅子、折り畳み式スロープ、電動ベッド、浴槽用手すり、おむつ交換台等の購入 等	1/2	50万円

※ アクセシブルツーリズム…年齢や障がいの有無、国内外客等の別にかかわらず、誰もが旅を楽しめることを目指す取組み。「ユニバーサルツーリズム」の類語。

※ 令和7年度に同補助金で対象としていた「施設改修」での申請は不可となり、「備品購入」での申請が必須となります。「施設改修」を実施する場合は、観光庁の補助事業を活用ください。

4. スケジュール

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和9年1月31日まで (①、②共通)

	実施時期
申請受付開始	令和8年4月17日
申請書提出締切	令和8年6月30日

※ 受付は郵送(簡易書留)または持参による先着順とし、予算上限に達した場合は、申請期間終了前に募集を終了します。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間の経過後に支出した経費については、補助対象外となりますので、御注意ください。

※ 国や県等の他の補助金に同様の申請内容で採択されている場合は、本補助金は申請できません。申請内容が異なれば、①・②両方の補助金に申請できます。

【申請・問合せ先】

① インバウンド受入環境整備支援事業 運営事務局

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階 公益社団法人山形県観光物産協会内  
 TEL:023-647-2333

② 山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課 観光振興係

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL:023-630-2372